

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「社会に奉仕すること」を企業理念とし、人々に豊かな生活を提供することを目標に事業活動を行っており、変化の激しい経営環境に対応した迅速な意思決定と経営の健全性の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営における重要課題と認識し、透明性、効率性を重視した公正な経営の実現に努めます。また当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動論理を尊重し、「スバル興業グループ行動憲章」を定め、社会的良識をもって行動しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】【議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社における機関投資家や海外投資家の持株比率等を勘案し、現時点において議決権の電子行使プラットフォームの利用や英文による株主総会招集通知の作成は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家等の持株比率等に応じ検討してまいります。

【原則3-1(v) 情報開示の充実】【取締役・監査役選任の個々の選任・指名理由】

社外取締役・社外監査役候補者につきましては、株主総会招集通知および有価証券報告書に個々の選任理由を記載しておりますが、その他の取締役・監査役候補者に関しましては、記載しておりません。現状でも必要な情報は十分に開示されていると判断しておりますが、役員候補者の選任等についての説明等の方法につきましては、今後も引き続き検討してまいります。

【補充原則3-1-2】【英語での情報開示・提供】

当社における海外投資家等の持株比率等を勘案し、現時点において英語による情報開示等は行っておりません。今後、海外投資家等の持株比率等を勘案し、対応を検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】【経営陣の報酬】

当社の取締役は、短期的な利益のみにとらわれることなく健全な企業家精神をもって経営にあたっており、取締役の報酬は中長期的な視点で会社の業績や経営内容、経済情勢を総合的に考慮して決定しておりますので、現時点においてはインセンティブ報酬を導入する必要はないと考えておりますが、経営環境の変化等があった場合は、その必要性について検討してまいります。

【補充原則4-2-1】【経営陣の現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】

当社の取締役は、短期的な利益のみにとらわれることなく健全な企業家精神をもって経営にあたっており、取締役の報酬は中長期的な視点で会社の業績や経営内容、経済情勢を総合的に考慮して決定しておりますので、現時点においては業績連動型の報酬や自社株報酬を導入する必要はないと考えておりますが、経営環境の変化等があった場合は、その必要性について検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役1名を選任しておりますが、独立した視点から各取締役や監査役、経営陣等と意見交換を行っており、現状の当社の企業規模からみて、独立社外取締役1名で企業価値の向上に十分機能していると認識しております。ただし、今後の経営環境の変化に応じ、独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外性要件および東京証券取引所が定める独立性基準を充たすと共に、高い見識や豊富な経験を活かして当社取締役会で適切な助言をいただける人物を選定しておりますが、現時点において当社独自の独立性基準は策定しておりません。今後必要に応じ策定し、その際は開示いたします。

【補充原則4-11-3】【取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性について常に留意しておりますが、評価結果を開示することを前提とした定期的な自己評価等は実施しておりません。実効性についての分析・評価方法および開示につきましては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、事業の安定性や取引先との強化などを総合的に勘案し、最小限の範囲において、いわゆる政策保有株式を保有する場合があります。保有株式の保有の意義や経済合理性の検証につきましては、年に一度取締役会にて検証しております。議決権の行使につきましては、当該企業および当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かを総合的に判断し、議案の賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員が業務遂行において尊重すべき行動規範「コンプライアンスの綱領(「コード」)」において利益相反取引を禁止しております。役員は自己の取引において利益相反のおそれがある場合は、速やかに取締役会に報告しその承認を得ることを方針としており、役員に利益相反取引のおそれがある旨の報告事項が無かった場合においても、年に一度取締役会において確認を行っております。また、主要株主等との間で重要な取引を行う場合は、取締役会にて決議をしており、事業報告書等に開示しております。

【原則3-1(i) 情報開示の充実】【会社の経営理念および経営計画】

企業理念や中期経営戦略等を当社のホームページ、決算発表資料等にて開示しております。

当社ホームページIRサイト <http://www.subaru-kougyou.jp/ir/index.html>

【補充原則4-1-1】〔経営陣に対する委任の範囲〕

当社は、取締役会において会社法その他の法令および定款に定める事項、株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項等、取締役会規程に定められた事項について決議しております。また、取締役会規程の定めるところに従って、業務執行取締役は業務執行に関する事項を委任しております。

【補充原則4-1-1-1】〔取締役会の構成及び取締役の選任に関する方針・手続〕

当社の取締役会は取締役の選任方針として、当社の企業理念や中期的な経営戦略を踏まえ、経営と各事業分野の業務に精通し、求められる役割と責務を十分果たしうる人物を選任し、特に常勤の取締役に当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。また、非常勤の取締役（業務執行取締役でない。）には、グループ会社の方針や方向性等の助言を得ることを期待するとともに、企業価値向上のため企業経営に熟知した人物を選任しており、社外取締役に、高い見識や豊富な経験を活かして当社取締役会で適切な助言を得ることが期待できる人物を選任することとしておりますので、取締役会の構成に関しましては、知識・経験・能力など、多様性の確保が図れております。また、選任にあたっては、常務取締役以上で構成する経営会議において取締役候補者案を作成し、取締役会において候補者を決定し、株主総会に上程し決議しております。

【補充原則4-1-1-2】〔取締役・監査役の兼任状況〕

当社の社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-1-4-2】〔取締役・監査役に対するトレーニング〕

当社は、取締役・監査役に対するトレーニング方針を策定しており、都度実施しております。

なお「取締役・監査役に対するトレーニング方針」は以下のとおりであります。

1. 常勤の取締役・監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンスに関する専門家による講習や研修を実施し、就任後も必要に応じて法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施する。
2. 非常勤の取締役・監査役については必要に応じて前項の研修等を実施する。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主や投資家からの個別の取材について都度応じており、対応の際には公正で適正な情報開示に努めております。取材には取締役管理本部長、担当役員および総務部のIR担当者が各事業部門と連携し対応しており、当社事業内容を深く理解頂くため、建設的な対応に努めております。

なお「株主との建設的な対話を促進するための方針」は以下のとおりであります。

1. 株主との建設的な対話を促進するため、IR総括者を取締役管理本部長とし、IR担当窓口を総務部とし適切に対応すること。
2. IR担当窓口である総務部を中心に、経理部や関係部署と日常的に部署間の連携を図るとともに、定期的にミーティングを行い、常に情報の共有を図ること。
3. IR担当者は、株主・機関投資家からの電話取材や個別取材等のIR取材を積極的に受け付け、また当社ホームページに最新のIR情報を掲載すること。
4. 株主との対話において得られた意見等については、必要に応じて経営会議や取締役会へ報告するとともに、関係部署へフィードバックし情報の共有を図ること。
5. IR担当者は『インサイダー取引防止規程』を熟知し、特に決算発表前の株主や機関投資家からの電話取材や個別取材の対応については、インサイダー情報に十分に配慮し対応すること。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東宝株式会社	13,607,101	51.11
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	568,000	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	391,000	1.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	322,102	1.21
ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED-REGISTERED CUSTODY	280,000	1.05
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	208,000	0.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	184,000	0.69
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	181,900	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	165,000	0.61
東宝地所株式会社	156,640	0.58

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	東宝株式会社（上場：東京、福岡）（コード）9602

補足説明

東宝株式会社は、当社の株式を52.22%（間接所有1.11%を含む）所有しておりますので、当社の親会社に該当いたします。当社は経営上の情報交換及び当社の監査体制の強化などを目的として、親会社の東宝株式会社から非常勤取締役として2名、兄弟会社の東宝不動産株式会社出身者の常勤監査役（社外監査役）が1名就任しておりますが、その就任は当社からの要請に基づくものであり、取締役会全体の過半数を超えるものではなく、当社独自の経営判断が行える状況にあると判断しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、すべての株主が平等性を確保され適切な権利行使ができるよう、東京証券取引所が定める適時開示規則等を遵守し、迅速かつ正確、公平に適時開示を行っております。また適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、必要に応じ適切な方法により公平に開示しており、少数株主にも十分配慮し権利行使が円滑に行えるよう努めております。

なお、支配株主との間で重要な取引を行う場合は、取締役会にて決議をしており、事業報告書等に開示しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社の東宝株式会社は映画・演劇・不動産賃貸を主要事業としておりますが、当社は道路事業を主要事業とし独自の事業活動を行っており、親会社の企業グループとの事業上の棲み分けはされております。経営判断におきましても、当社の責任の下で業務執行を図り、親会社からの自主独立性は確保されていると認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮家邦彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮家邦彦	○	——	同氏は、長く外務省に勤務され、大使館公使、内閣官房参事官などの重責を歴任された経験と、幅広い活動による高い見識および豊富な知識を活かして、適切な助言をいただくため、社外取締役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当事項もなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、期首において会計監査人より監査計画の提出を受け、会計監査人が行う期中の監査に立ち会うほか各実査・往査の都度、その結果の報告を受けており、期末の監査報告書提出時には取締役とともに全監査役が詳細な報告を受けております。また、会計監査人とは必要に応じ、意見交換や情報の聴取等を行い連携を保っております。

また、内部監査室は、内部監査実施計画に基づき監査役と連携して各部・各事業所及び関係会社の経営活動全般にわたる内部統制状況について内部監査を実施しており、その結果を会計監査人に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤信英	他の会社の出身者					△								
野元三夏	弁護士									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤信英		同氏は、兄弟会社である東宝不動産株式会社の出身者であります。	同氏は、兄弟会社の取締役として、会社経営についての見識を活かし、また経理業務の専門家としての視点から当社の監査を行うことを期待して選任しております。
野元三夏	○	同氏は、大西昭一郎法律事務所に所属しており、当社は同事務所と顧問契約を締結し法律面で助言を受けておりますが、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資者に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、弁護士であり法律の専門家として、独立・中立の立場で、経営者の職務執行が妥当であるかどうかの監査を行っていただくため、社外監査役として選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件への該当事項もなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役は、短期的な利益のみにとらわれることなく健全な企業家精神をもって経営にあたっており、取締役の報酬は、中長期的な視点で会社の業績や経営内容、経済情勢を総合的に考慮して決定しておりますので、現時点においてはインセンティブ報酬を導入する必要はないと考えておりますが、経営環境の変化等があった場合は、その必要性について検討いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第102期(平成27年2月1日から平成28年1月31日まで)における取締役及び監査役の報酬の額

取締役 90,333千円(10名)
監査役 13,200千円(1名)
(うち取締役1名 監査役3名 23,196千円)

なお、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や経営内容、経済情勢を総合的に考慮して取締役の報酬を決定しております。各取締役の報酬額につきましては、取締役会より委任のもと、常務取締役以上で構成する経営会議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役と社内との連絡・調整は総務部が、社外監査役と社内との連絡・調整は常勤監査役が行っております。
当社は、取締役・監査役との連携を図るために、内部監査部門へのインタビューや定期的な報告を通じて業務執行に関する問題点の把握を行い、速やかにその改善策を講じる体制となっております。
また、当社の取締役・監査役は、その職務の遂行に必要なとなる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、変化の激しい経営環境に対応した迅速な意思決定と経営の健全性の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営における重要課題として認識し、透明性、効率性を重視した公正な経営の実現に努めております。
当社は監査役制度を採用しており、当社の取締役は10名であり原則として月1回開催する取締役会において、法令・定款で定められた事項や重要事項の決定、業務執行状況の報告を行っております。
また、必要に応じて常務取締役以上で構成する経営会議を開催し、当社および当社子会社の経営に関する重要な業務事項の審議を行っております。その他、部長級で行う全体会議や各セクションの責任者会議等においても、コンプライアンス意識の向上を目指したコーポレート・ガバナンス体制に努めております。
なお、当社および当社子会社において企業倫理や法令遵守の徹底に努めるため「スバル興業グループ行動規範」を制定し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理体制の構築を目指したコンプライアンス経営の取組みを推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名、社外監査役2名を置く監査役設置会社であり、当社の現状に即した体制により経営の効率化、迅速化ならびに取締役の職務執行の監督及び牽制機能が機能しており、適切なガバナンス体制が確保されていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の7日以上(株主総会開催日の3週間以上)前を目処に発送しています。
その他	招集通知発送日前に東京証券取引所および当社のホームページにて事前に開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知をはじめ、決算短信、有価証券報告書、中期経営戦略、その他開示資料を掲載しております。 なお、IRに関するURLは以下のとおりであります。 http://www.subaru-kougyou.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR総括者を取締役管理本部長とし、IR担当窓口を総務部とし適切に対応しております。	
その他	IR担当者は、株主・機関投資家からの電話取材や個別取材等のIR取材を積極的に受付けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「スバル興業グループ行動規範」において、当社を取り巻く多様なステークホルダーに対して、それぞれの立場を尊重した基本方針を制定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア. 当社および当社の子会社の取締役および使用人が法令・定款および企業倫理の遵守に努めるため、「スバル興業グループ行動規範」および「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、企業活動の原点として周知徹底を図るものとする。
イ. 当社および当社の子会社の取締役会は、「取締役会規程」の定めによる定例取締役会のほか、必要に応じて開催する臨時取締役会によって、各取締役相互の業務執行状況の監督を行うものとする。
ウ. 当社および当社の子会社の監査役は、当該会社の取締役の職務の執行について監査を行い、問題があると認めた場合は、遅滞なくその取締役会に報告するものとする。
エ. 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、研修会の実施等積極的な啓蒙活動を通してコンプライアンスの周知徹底を行うものとする。常勤監査役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、必要に応じ意見を述べるることができる。
オ. 法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事項を発見した場合の内部通報体制として、コンプライアンス・リスク管理委員会内に通報・相談窓口を設け、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき適切な運用を行うものとする。
2. 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 当社は迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、事業・業務毎の担当制を敷き、取締役は担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会で決定された経営計画の進捗管理を行うものとする。
イ. 取締役会付議事項以外の当社の業務執行に係る重要事項については、「常務会規程」に基づき、必要に応じて開催される役付取締役を構成メンバーとする常務会において審議するとともに意思決定、情報伝達の迅速化を図る等、経営環境の変化に対して的確な経営判断ができるよう努めるものとする。
ウ. 当社および当社の子会社の業務執行に関する権限、手続等詳細については、各社の「職務権限規程」、「職務分掌規程」および「業務決裁規程」に定めるものとする。
3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
4. 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア. 当社および当社の子会社の取締役および使用人は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、事業活動に係るリスクの把握とこれに対する適切な対応を図るものとする。また、当社の取締役社長直轄の内部監査室において、内部統制システム構築の過程で、当社および当社の子会社の事業特性に則した業務別のリスクを洗い出し、それぞれに対し最適なリスク対策を策定するものとする。
イ. 特に大きな影響を与えるリスクについては、各社による日常のモニタリングおよび「内部監査規程」に基づく内部監査によって、適切に管理されるものとし、内部監査の結果は内部監査室が適宜当社の取締役社長および監査役に報告するものとする。
ウ. 緊急事態が発生した場合は、必要に応じ当該会社の取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部のアドバイザーに協力を仰ぎ迅速な対応を行うものとする。
5. 当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. 当企業集団における業務の適正を確保するため、「スバル興業グループ行動規範」を当社の子会社に適用するものとする。
イ. 当企業集団におけるコンプライアンス・リスク管理体制として「コンプライアンス・リスク管理規程」を当社の子会社に適用するものとする。また、当社の子会社は当社からの指示あるいは当社との取引等において、法令違反その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認めた場合は、直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するものとする。
ウ. 当社の内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社の子会社の内部統制について監査を行い、適宜当社の取締役社長および監査役に報告するものとする。また、当社の親会社の内部統制監査に積極的に協力し、当企業集団の業務の適正を確保することに努めるものとする。
エ. 当企業集団は、グループ各社の事業運営および取引の自立性を保つことを基本とするものとする。
オ. 当社の子会社の取締役および使用人は、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社取締役にその都度、報告するものとする。また、当社取締役はいつでも必要に応じて、これらの者に対して報告を求めることができる。
6. 反社会的勢力を排除するための体制
ア. 当社および当社の子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。
イ. 当社および当社の子会社は、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、毅然とした態度で対応する。
7. 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保する体制
ア. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
イ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
ウ. 監査役補助者は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。また、取締役は、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保するものとする。
エ. 監査役補助者が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 当社および当社の子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 上記 4. イ. 以外に、当社および当社の子会社の取締役および使用人、ならびに当社子会社の取締役または使用人から報告を受けた者は、当社または当社の子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。また、当社の監査役はいつでも必要に応じてこれらの者に対して報告を求めることができる。
イ. 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。
ウ. 監査役職務の執行について生ずる費用については、合理的でありかつ浪費的でない限り、当社が負担するものとする。
エ. 上記 5. ウ. 以外に、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、総務部長が情報を収集し、適宜監査役に報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて総務部長に対して報告を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「スバル興業グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し毅然とした態度で対応します。統括部署は総務部とし、警察、顧問弁護士及び関係機関と緊密な連携を取り、情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

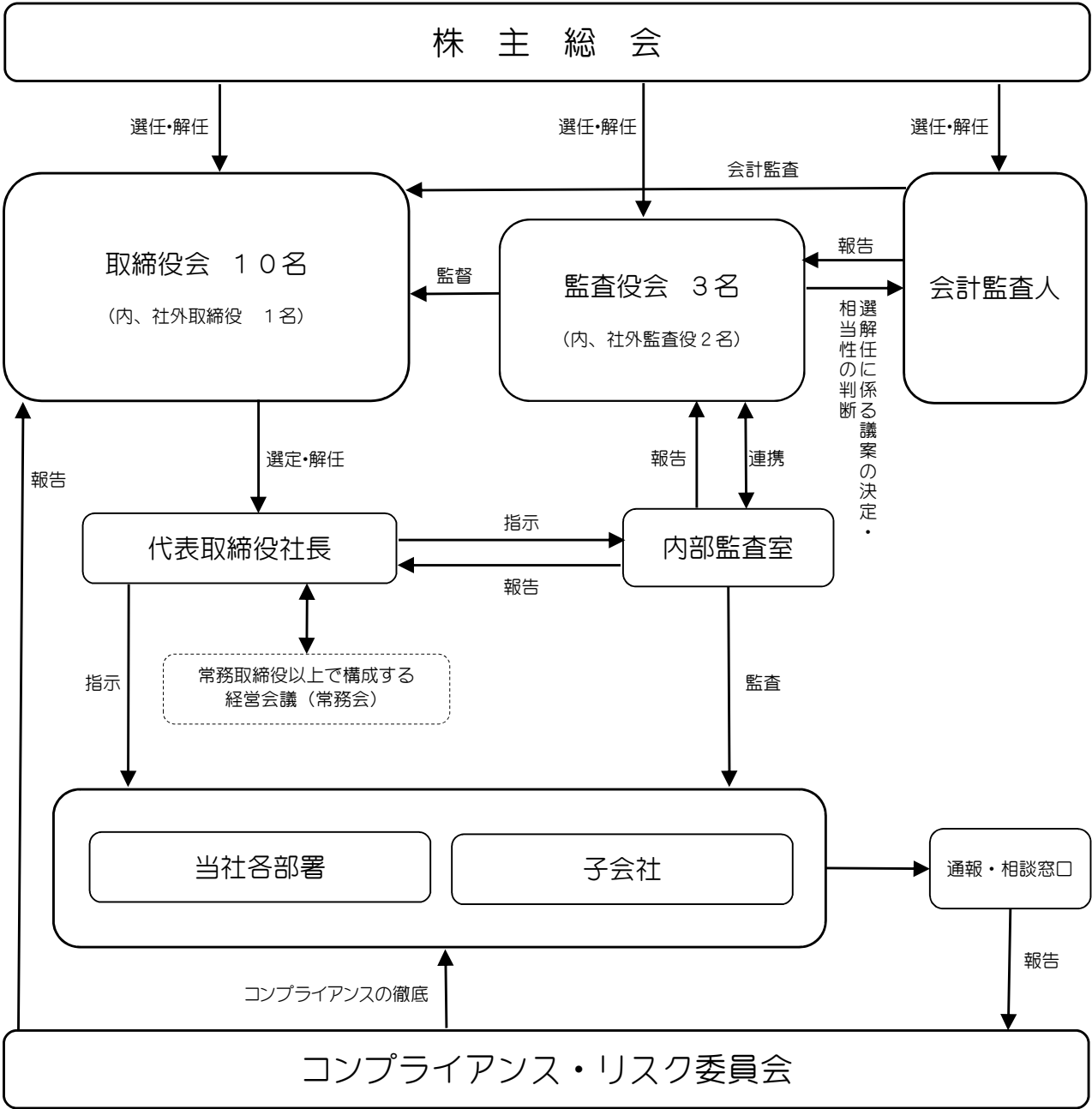
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

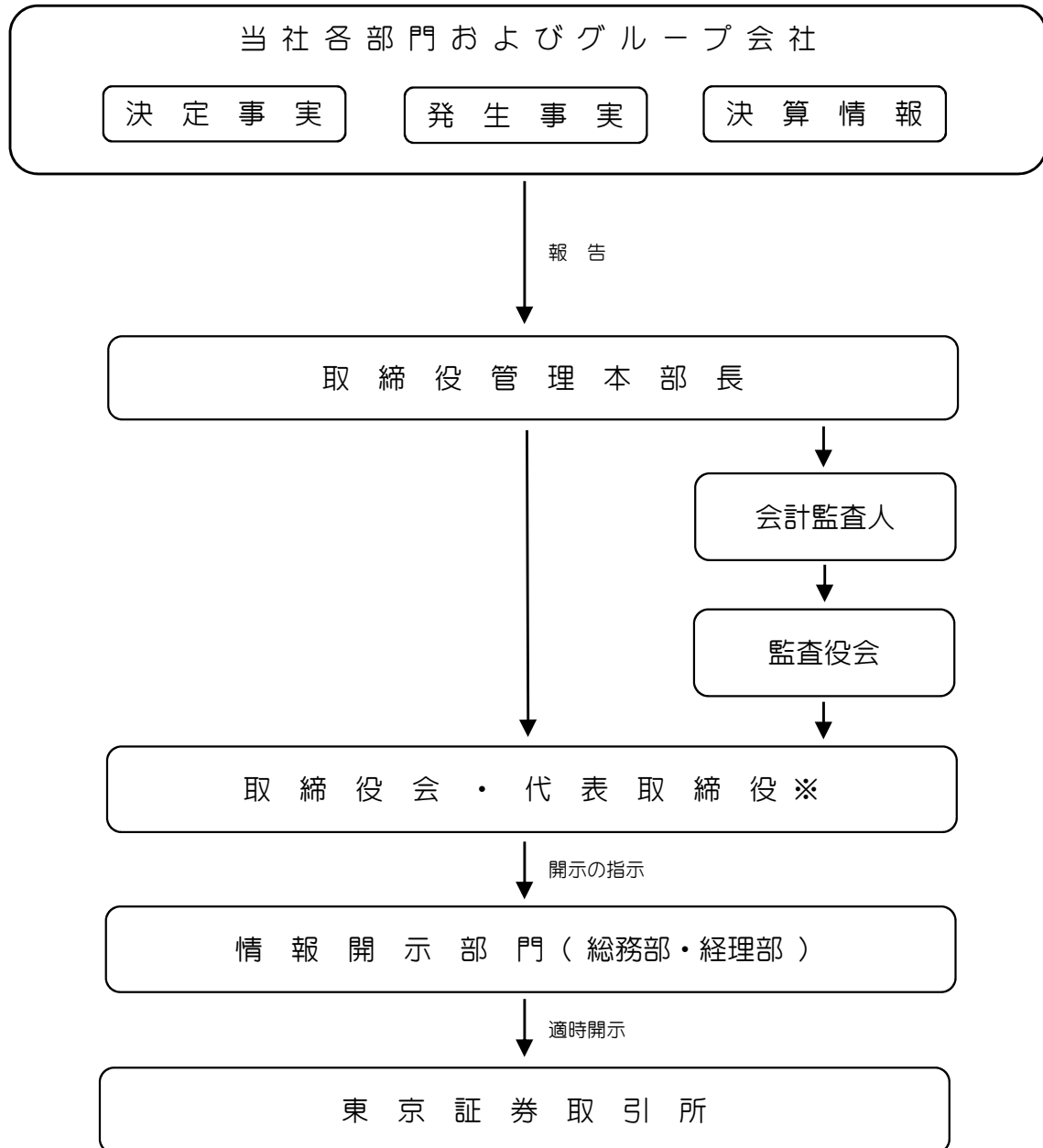
当社のコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

スバル興業株式会社



適時開示体制の概要

スバル興業株式会社



※ 緊急を要する発生事実に関する情報は、代表取締役の判断により、取締役会への報告を得ずに開示することができる。

- ・ 開示後は、当社のホームページにも速やかに掲載する。